

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日の発行)

昭和四十一年六月十五日印刷
昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可
鳥取県公報号外(昭和四十一年四月十五日)発行所 鳥取県鳥取市西品治二丁目

◇告示 道路の位置の指定
土地の立入りの通知
◇公告 電気工事士試験の実施

告示

鳥取県告示第二百三十二号
建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年四月二十六日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。
昭和四十一年五月四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名
米子市道笑町三丁目三八番地
米子市昭和町九七番二
九七番三
九八番三
道路の位置の指定場所
道路の幅員及び延長
幅員 四メートル

長崎 繁春
九八番四
九七番二地先水路 一〇七・三七メートル

鳥取県告示第二百三十三号
建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年四月二十六日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。
昭和四十一年五月四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名
鳥取市西品治二五四番一地
川島 久春
鳥取市田島字中嶋二二九番二
二二九番三
二二九番三
二四〇番三
二四〇番七
二四一番三
二五三番三
二五三番六
幅員 四・五メートル
延長 一四二・八メートル

鳥取県告示第二百三十四号
建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年四月二十六日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。
昭和四十一年五月四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所 及び氏名 米子市博労町一丁目一六八番地 古谷喜代三郎

道路の位置の指定場所 米子市博労町二丁目一六〇番二 一六〇番七 一六〇番八 一六〇番一 一六〇番二 一六〇番三 一六〇番七 一六〇番八

道路の幅員及び延長 幅員 四メートル 延長 一四七・四メートル 先水路

鳥取県告示第百三十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年五月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称 建設大臣 瀬戸山三朗
- 二 事業の種類 一般国道九号線改築工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域 岩美郡福部村大字細川及び湯山地内 岩美郡岩美町大字大谷地内
- 四 立ち入ろうとする期間 昭和四十一年五月四日から昭和四十一年十月三十一日まで

公 告

電気工事士法(昭和55年法律第139号)第5条第2項の規定に基づき、電気工事士試験を次の要領により実施するので、電気工事士法施行令(昭

科 目	内 容
電気に関する基礎理論	1 電流、電圧、電力及び電気抵抗 2 電線及び配線器具の設置 3 交流電気の基礎概念 4 電気回路の計算
配電理論及び配線設計	1 配電方式 2 配電線 3 配電器具 4 配電器具の設置 5 配電器具の検査
電気機器、配線器具並びに電気工事に用いる材料及び工具	1 電気機器及び配線器具の構造及び性能 2 電気工事に用いる材料及び工具の用途 3 電気工事に用いる材料及び工具の検査
電気工事の施工方法	1 配電工事の方法 2 電気機器及び配線器具の設置工事の方法 3 コード及びキャパシタケープルの取付け方法 4 接地工事の方法 5 点検の方法
一般用電気工作物の検査方法	1 点検の方法 2 接地工事の方法 3 接地工事の検査 4 接地工事の検査 5 接地工事の検査

和35年政令第260号)第11条第2項の規定により公告する。
昭和41年5月4日

鳥取県知事 石 破 二 朗

筆記試験

(1) 試験の日時及び場所

- ㉞ 日時 昭和41年6月19日(日曜日)13時から15時まで
- ㉟ 場所 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁講堂

米子市靴町1丁目 鳥取県西部総合事務所講堂

(2) 試験科目

配線図	配線図の表示事項及び表示方法
一般用電気工作物の保安に関する法令	1 電気工事士法、電気工事士法施行令及び電気工事士法施行規則(昭和35年通商産業省令第97号) 2 通商産業省令第61号(昭和36年法律第234号)電気用品取締法施行令(昭和37年政令第324号)、電気用品取締法(昭和37年法律第157号)及び電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和35年通商産業省令第85号)

(3) 受験手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地鳥取県商工労働部商工指導課監理係に提出すること。

- ㉞ 受験願書 電気工事士法施行規則様式第6によること。
- ㉟ 写 真

受験願書提出前6月以内に撮影した縦8センチメートル、横6センチメートルの上半身正面像で裏面に撮影年月日及び氏名を明記すること。

なお、筆記試験の免除を申請する者は、電気工事士法施行令第9条第1項各号の一に該当する者であること又は前回の筆記試験に合格した者であることを証する書類を添付すること。

(4) 受験願書の受付期間

昭和41年5月4日から昭和41年5月25日まで

(5) 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 1,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけること。この場合消印をしないこと。

(6) 受験票

受験票は、願書を受け付けた場合にのみ交付する。

2 技能試験

筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に対して実施する。

(1) 試験の日時及び場所

- ㉞ 日時 昭和41年8月21日(日曜日)午前8時30分から
- ㉟ 場所 鳥取市立川五丁目 鳥取県立鳥取工業高等学校

(2) 試験科目

- ㉞ 電線の接続
- ㉟ 配線工事
- ㊱ 電気機器及び配線器具の設置
- ㊲ 電気機器、配線器具並びに電気工事に用いる材料及び工具の使用方法
- ㊳ コード及びキャパシタケープルの取付け
- ㊴ 接地工事
- ㊵ 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定
- ㊶ 一般用電気工作物の検査
- ㊷ 一般用電気工作物の故障箇所の修理

(3) 受験票

受験票は、筆記試験の合格者及び筆記試験を免除された者に交付する。